

第 1 種使用規程承認組換え作物栽培実験指針の考え方等について

(基本的な考え方)

遺伝子組換え作物と一般農作物との交雑について、生産者・消費者が強い不安を抱いていることを踏まえ、本指針では、農林水産省所管の独立行政法人が研究機関のほ場内で実施する栽培実験を念頭に置いて、第 1 種使用規程承認組換え作物の栽培実験の円滑な実施を確保する観点から必要な事項について策定する。

(盛り込むべきと考えている事項)

1 遺伝子組換え作物の栽培実験に係る情報提供について

栽培実験計画書の策定と公表

計画書に記載すべき事項（栽培実験の目的・実施期間、交雑・混入の防止の措置など）

情報提供の時期・方法等

独立行政法人の情報提供体制の確立

2 遺伝子組換え作物の交雑・混入防止について

交雑防止のために採るべき措置（隔離距離、その他交雑を防止するために有効な措置）

遺伝子組換え作物が混入した研究所内の生産物が研究所外に流通することなどを防止するために採るべき措置